第九百三十八条を次のように改める。

（性能に関する検査の方法）

第九百三十八条　検出器の性能に関する検査の方法は、日本工業規格Ｂ七九六〇－一（二〇一五）による。

第九百三十九条を次のように改める。

（器差検査の方法）

第九百三十九条　検出器の器差検査の方法は、日本工業規格Ｂ七九六〇－一（二〇一五）による。

様式第一、様式第二、様式第七、様式第十、様式第十一、様式第二十、様式第二十一及び様式第二十五中「独立行政法人産業技術総合研究所」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に改める。

様式第十八を次のように改める。

様式第18（第72条関係）

騒音計検定済証

第　　号

国立研究開発法人産業技術総合研究所
（指定検定機関）

検定年月日	印
種類	
製造事業者名	
型式	
型式承認番号	
器物番号	
マイクロホンの使用条件	
校正装置番号	
使用周波数範囲	ヘルツから　ヘルツまで
検定有効期間の満了年月日	年　月　日
備考	

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第十九を次のように改める。

様式第19（第72条関係）

振動レベル計検定済証

第　　号

国立研究開発法人産業技術総合研究所
（指定検定機関）

検定年月日	
製造事業者名	
型式	
型式承認番号	
器物番号	
振動ピックアップの種類	
振動ピックアップの器物番号	
振動ピックアップの使用条件	
使用周波数範囲	ヘルツから　ヘルツまで
検定有効期間の満了年月日	年　月　日
備考	

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第百十八条から第二百十四条の二の改正規定　平成二十七年七月一日

二　第十五条及び第八百十四条から第八百八十一条まで並びに様式第十八及び様式第十九の改正規定（「独立行政法人産業技術総合研究所」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に改める部分を除く。）　平成二十七年十一月一日

（ガスメーターの検定の方法等に係る特例）

第二条　ガスメーターについては、この省令による改正前の特定計量器検定検査規則（以下「検則」という。）第四百六十八条から第四百七十一条までの規定は、平成二十九年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

（騒音計及び振動レベル計の型式の承認の基準に係る特例）

第三条　この省令の施行の日前に計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認（以下「型式の承認」という。）の申請がされた騒音計及び振動レベル計の型式についての法第七十七条第二項（法第八十一条第二項及び第八十九条第三項で準用する場合を含む。）の法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準の規定の適用については、なお従前の例による。

（騒音計及び振動レベル計の基準適合義務に係る特例）

第四条　次の表の上欄に掲げる特定計量器であって、この省令の施行の日前に型式の承認を受けた型式（以下「現行型式」という。）に属するものについての法第八十条、第八十二条及び第八十九条第二項の製造技術基準並びに法第九十五条第一項及び第百一条第二項の法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準であって同条第二項の経済産業省令で定めるものの規定の適用については、それぞれ同表の下欄に掲げる日までは、なお従前の例による。

振動レベル計	平成二十八年十月三十一日
騒音計	平成二十九年十月三十一日